

高齢者及び重度身体障害者リフト付きタクシー料金助成事業

移送用車輛（リフト付車輛及びストレッチャー装着ワゴン車のみ）により医療機関へ通院のためリフト付きタクシーを利用する場合、その料金を助成するものです。

対象者

玉城町に住所を有し、非課税世帯の方で①、②のいずれかを満たし、③～⑥に該当しない方

① 65歳以上の方で、寝たきり又は歩行が全介助の方（つたい歩きも出来ない方）

② 下肢・体幹・移動機能障がい１～３級で外出時に移動寝台又は車椅子を必要とする方

次の条件に該当する方は対象から除きます

③ 施設に入所をしている方

④ 自動車税減免を受けている方

⑤ 玉城町高齢者及び重度心身障害者タクシー料金助成事業実施要綱の対象者

⑥ 玉城町じん臓機能障がい者通院交通費補助事業実施要綱の対象者

交付枚数

１枚１，０００円の助成券を１カ月あたり６枚交付します

※助成券の再交付はできません

利用内容

移送用車輛（リフト付車輛及びストレッチャー装着ワゴン車のみ）により医療機関へ通院のためのリフト付きタクシー料金の助成に利用できます。

申請方法

利用者は「玉城町高齢者・重度身体障害者リフト付タクシー料金助成券交付申請書（様式第１号）を玉城町保健福祉課地域共生室に提出してください

利用方法

- （１）裏面の「玉城町高齢者及び重度身体障害者リフト付タクシー料金助成事業実施事業所一覧」の事業所に直接ご予約ください。
事業所に予約の際に「玉城町高齢者及び重度身体障害者リフト付タクシー料金助成事業の助成券を利用する」旨をお伝えください。
- （２）利用券には、乗車年月日をご記入ください。
- （３）１回の乗車料金が１，０００円未満の場合は、その乗車料金を記入し、使用してください。
（１回の乗車料金が１，０００円以上の端数には使用できません。この場合は、現金でお支払いください）
- （４）降車の際に助成券を実施事業所の乗務員にお渡しください。
- （５）利用料金につきましては、事前に事業所へご確認ください。

助成券の有効期限 申請した日の年度末 まで